

2021年3月1日

一般社団法人衛星放送協会
スカパー J S A T株式会社

令和3年栃木県足利市における大規模火災の被害を受けられた方々への 視聴料等の免除について

令和3年栃木県足利市における大規模火災により被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CSなど衛星放送事業に関わる78社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：小野 直路）とスカパー J S A T株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：米倉 英一）は、令和3年栃木県足利市における大規模火災により、2月23日に災害救助法が適用された栃木県足利市において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【栃木県】

足利市（あしかがし）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料、スカパー！オンデマンドご利用料金

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上

* 報道関係からのお問い合わせ先：スカパー J S A T株式会社 広報・IR部
TEL：03-5571-7600 FAX：03-5571-1760 E-mail:pr@sptvjsat.com